平成２６年（フ）第２３２６号
札幌市西区平和２条５丁目８番43号
債務者　脇田　惠二
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０１号
北海道江別市大麻宮町４番地　公団大麻宮町住宅３棟304号
債務者　盛　　勝也
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４１号
北海道恵庭市大町２丁目５番11号
債務者　福田　睦子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３００号
札幌市白石区菊水元町３条１丁目６番１号
債務者　泉　　玲奈
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０１号
札幌市白石区菊水元町４条１丁目４番24号
エースマンション101号
債務者　篠島　愛理
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３３号
札幌市白石区本郷通13丁目北２番14号　ロフトマンション本郷108号
債務者　前田　洋平
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７９号
札幌市北区新琴似７条16丁目５番15号
債務者　林　るり子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８７号
札幌市北区新川西２条４丁目１番10号
ビューシャトーⅡ203号
債務者　鉄井　広明
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０２号
札幌市清田区平岡２条３丁目７番６―201号
債務者　赤坂　広行
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３４号
札幌市清田区平岡１条２丁目６番７―202号
債務者　遊佐　　暢
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３９号
札幌市豊平区豊平５条10丁目２番14―302号
債務者　村山　美香
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８９号
札幌市白石区東札幌２条６丁目７番20―202号
債務者　沢崎　枝美（旧姓筑波）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９４号
北海道江別市大麻園町23番地　園町団地７号棟402号室
債務者　戸川　典夫
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７号
青森県上北郡おいらせ町中下田504番地２
中下田団地Ｅ―112、旧住所青森県上北郡おいらせ町苗振谷地53番地１　グランビューワカバＡ102
債務者　切無澤　司
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１１８号
岩手県紫波郡紫波町桜町字本町13番地２　マンションインディペンデンス105
債務者　斎藤　幸男
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１９号
岩手県紫波郡紫波町桜町字本町13番地２　マンションインディペンデンス105
債務者　斎藤　明子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６６号
群馬県藤岡市藤岡179番地
債務者　小林　和夫
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部